新門司体育施設「人工芝球技場」使用要領 平成28年4月1日改訂

- 1、人工芝球技場(以下、球技場と言う)を使用できる方は、使用許可申請書を提出して許可を受け、 使用要領を遵守される方とします。使用にあたっては、当施設職員の指示に従ってください。 使用を承認された後、次の各号に該当すると認めたときは、その使用を取り消し、または中止を 命ずることができます。
 - ① この要領に違反した場合、また、使用申請に虚偽があった場合。
 - ② 営利を目的とした活動をした場合。
 - ③ 公序良俗に反する行為を行うおそれのある場合、また、行った場合。
 - ④ 北九州市暴力団排除条例の主旨に反した場合。

使用を取り消す場合は、速やかに使用予定者、および、使用者に連絡します。これによって発生 することについては、当施設は賠償の責を負いません。

- 2、使用者は、許可の目的以外に使用、または使用する権利を譲渡・転貸することはできません。
- 3、ゴール、フラッグ等備品の設置は、当施設職員の指示に従い、使用者で行ってください。
- 4、使用者は、使用終了後、直ちに原状に回復して返還しなければなりません。また、施設・設備を 破損、滅失した場合において原状回復できないときは、その損害を賠償しなければなりません。
- 5、使用者は、安全を最優先に考え、事故等が起きないように最大限に注意して使用しなければなりません。暑熱下に限らず、熱中症予防に配慮した使用をしてください。使用中に生じた事故については、当施設はその責を負いません。なお、緊急時には関係機関に速やかに通報するとともに、事務室にも連絡してください。
- 6、使用申請者は、ごみの後始末(持ち帰り)、トイレ等の清潔保持及び火気等の使用禁止、並びに、 下記「使用上の注意」を関係者に周知徹底してください。
- 7、駐車は、西側駐車場を使用するものとし、駐車場内、ならびに公道の通行に支障をきたさないようにしてください。迷惑駐車をした場合、使用の中止を命じるとともに以後の使用を禁止する場合があります。なお、駐車に係る事故(当て逃げ、置き引き等)については、当施設はその責を負いません。
- 8、開場時間は、8時から21時まで(準備・片付け・消灯・施錠・退場の時間を含む)とします。
- 9、使用上の注意
 - ・大会等で使用する際、原則、応援・観覧者は、ネットの外側から(安全第一義)となります。
 - ・球技場内へは、原則、テント等、重量のあるものは持ち込めません。
 - ・野球用や陸上競技用のスパイク、ならびにヒールの高い靴での入場はできません。
 - ・サッカースパイク、ラグビースパイクの取り換えスタッドはプラスティックのみ可とします。
 - ・球技場内に、泥・土などを持ち込んだり、ラインを引いたりできません。
 - ・えんじ色のゴムチップ上で走ったり、アップしたりできません。
 - ・球技場内は火気・喫煙、厳禁です。喫煙は球技場外の指定された場所のみ、可とします。
 - ・球技内に危険物を持ち込んだり、犬・猫と一緒に入場したりできません。
 - ・球技場内は、飲食厳禁です。ただし、水(スポーツドリンク含む)は例外とします。容器等の始末をきちんと行い、持ち帰ってください。氷の始末は、球技場外でしてください。
 - ・ゴール、フラッグ等備品は、損傷させないよう元の場所に戻してください。移動させる場合、 安全に配慮するとともに、人工芝を痛めないようにしてください。
 - ・防球ネットに向けて、ボールを蹴ったり、投げたりしないでください。
 - ・貴重品は各自で責任を持って管理してください。
 - ・使用申請者は使用後、球技場内の水道元栓を閉める等、施錠を必ずしてください。
 - ・鍵の紛失・備品等の破損は、使用者の負担となります。
- 10、使用申請者は球技場使用の後、施設使用点検票を用いて点検し、遺漏のないことを確かめて、 事務室に提出してください。